

平成 23 年 5 月 13 日  
日本原子力研究開発機構

## 瑞浪超深地層研究所の関連記事について 講談社「週刊現代」

週刊誌「週刊現代」2011 年 4 月 30 日号(4 月 18 日発売、講談社)に掲載された「廃炉 ー 原発解体の絶望的事実」の記事表現の中に事実誤認が認められたため、同社へ抗議するとともに別紙 1 により記事の訂正を求めました。

これに対し、同社から、5 月 2 日に別紙 2 により回答がありました。

しかし、この中で、当機構が指摘する「ここに高レベル放射性廃棄物の埋設所が造られるかどうかは、まだ決まっていない。」という表現は当研究所に高レベル放射性廃棄物が埋設される可能性を残し、読者に誤解を与える記事であるとの指摘には全く答えておらず誠に遺憾であり容認できるものではありません。

同社には、読者へ誤解を与えるような記事を掲載しないよう強く希望するとともに、当該記事に対する解説を以下のとおり掲載します。

### (解 説)

同誌 28 頁に掲載された当瑞浪超深地層研究所の地下施設の写真に、「---高レベル放射性廃棄物を埋設するための研究施設。---ここに高レベル放射性廃棄物の埋設所が造られるかどうかは、まだ決まっていない。」と記載されていました。

これは、高レベル放射性廃棄物が同施設に埋設される可能性があるかのような読者へ誤解を与える記事となっています。

瑞浪超深地層研究所は、地元自治体との協定において、「放射性廃棄物を持ち込むことや使用することは一切しないし、将来においても放射性廃棄物の処分場とはしない。」と明示し、それを遵守して、高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に関する研究開発の一環として深地層の科学的研究(地層科学研究)を行っております。したがって、当研究所に高レベル放射性廃棄物を処分することは全くありません。

平成 23 年 4 月 22 日

(株) 講談社  
週刊現代編集長 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構  
広報部長 佐久間 実

「週刊現代 4 月 30 日号」の読者に誤解を与える記事について

貴社発行の「週刊現代」の平成 23 年 4 月 30 日号における「廃炉 一原発解体の絶望的現実」の 28 頁の写真の説明において、「 - - - 高レベル放射性廃棄物を埋設するための研究施設。 - - - ここに高レベル放射性廃棄物の埋設所が造られるかどうかは、まだ決まっていない。」との記事が掲載されましたが、これは事実誤認であり、読者に誤解を与えるもので誠に遺憾であります。

当該研究所は、高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に関する研究開発の一環として、深地層の科学的研究（地層科学研究）を行っているところであり、実際に当該研究所に高レベル放射性廃棄物を処分することはありません。

なお、この点につきましては、地元自治体と締結している協定において、「放射性廃棄物を持ち込むことや使用することは一切しないし、将来においても放射性廃棄物の処分場とはしない。」と明示しており、当機構は、この協定を遵守し、当該研究所で研究を行っているところです。

貴社の今回の記事は、以上のような事実に反した誠に遺憾なもので、読者に誤解を与える報道であり、地元地域の住民の方々に大きな不安を与えるものです。このため、強く抗議し当該記事のすみやかな訂正を求めます。

本件担当

広報部 報道課 電話 03-3592-2346

2011年5月2日

独立行政法人 日本原子力研究開発機構  
広報部長 佐久間 実 殿

株式会社「週刊現代」編集部  
編集長：鈴木 章一  
編集担当：森 絵美  
〒112-8001  
東京都文京区音羽 2-12-21  
TEL：03-5395-3438  
FAX：03-3945-8403

本誌「週刊現代2011年4月30日号」記事に関するご指摘について

本誌「週刊現代」2011年4月30日号掲載の特集記事、『廃炉——原発解体の絶望的現実』に対するご指摘について、ご回答申し上げます。

当記事28ページの写真について「……しかし、ここに高レベル放射性廃棄物の埋設所が造られるかどうかは、まだ決まっていない。」とした記述で、事実誤認であるのご指摘がありました。

当記事では、瑞浪超深地層研究所は「高レベル放射性廃棄物を埋設するための研究施設」と、「研究施設」であることを最初に明記しています。読者が「廃棄物の処分場」と誤解することはないと考えます。

一方、瑞浪市は平成13年に、「放射性廃棄物の持ち込みを拒否する条例案」を否決しました。そのことに危惧の念を抱いている市民が、現在もいることも事実です。さらに、「東濃地科学センターにおける地層科学研究に係る協定書」に関しては、「地層科学研究において放射性廃棄物を持ち込まないとしているもので、処分場とは別の問題」とする法律家もあり、やはり危惧の念を抱いている市民がいます。

こういった点を考慮して、当記事では、上記の表現にしました。ご理解いただければ幸いです。